

岩手県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第10号

岩手県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県農業改良資金貸付規則（昭和31年岩手県規則第87号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																										
<p>(資金の区分等)</p> <p>第3条 資金の区分及び貸付対象者は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="145 566 560 618">資金の区分</th><th data-bbox="560 566 767 618">貸付対象者</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="145 618 560 674">1～7 [略]</td><td data-bbox="560 618 767 674">1～8 [略]</td></tr><tr><td data-bbox="145 674 560 904">8 <u>受託した農作業を行う場合に 必要な資金。ただし、基幹的農 作業を受託する旨の契約を結ん だ場合における当該受託期間の 受託料相当額を限度とする。</u></td><td data-bbox="560 674 767 904"></td></tr><tr><td data-bbox="145 904 560 960">9 [略]</td><td data-bbox="560 904 767 960">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="145 960 560 1016">10 [略]</td><td data-bbox="560 960 767 1016">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="145 1016 560 1072">11 [略]</td><td data-bbox="560 1016 767 1072"></td></tr><tr><td data-bbox="145 1072 560 1240">12 1から11までに掲げるもの ほか、農業経営の改善によって 必要となる農薬費その他の費用 に充てるのに必要な資金</td><td data-bbox="560 1072 767 1240"></td></tr></tbody></table>	資金の区分	貸付対象者	1～7 [略]	1～8 [略]	8 <u>受託した農作業を行う場合に 必要な資金。ただし、基幹的農 作業を受託する旨の契約を結ん だ場合における当該受託期間の 受託料相当額を限度とする。</u>		9 [略]	[略]	10 [略]	[略]	11 [略]		12 1から11までに掲げるもの ほか、農業経営の改善によって 必要となる農薬費その他の費用 に充てるのに必要な資金		<p>(資金の区分等)</p> <p>第3条 資金の区分及び貸付対象者は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="831 566 1246 618">資金の区分</th><th data-bbox="1246 566 1453 618">貸付対象者</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="831 618 1246 674">1～7 [略]</td><td data-bbox="1246 618 1453 674">1～8 [略]</td></tr><tr><td data-bbox="831 674 1246 904">8 [略]</td><td data-bbox="1246 674 1453 904">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="831 904 1246 960">9 [略]</td><td data-bbox="1246 904 1453 960">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="831 960 1246 1016">10 [略]</td><td data-bbox="1246 960 1453 1016"></td></tr><tr><td data-bbox="831 1016 1246 1240">11 1から10までに掲げるものほ か、農業経営の改善によって必要 となる農薬費その他の費用に充て るのに必要な資金</td><td data-bbox="1246 1016 1453 1240"></td></tr></tbody></table>	資金の区分	貸付対象者	1～7 [略]	1～8 [略]	8 [略]	[略]	9 [略]	[略]	10 [略]		11 1から10までに掲げるものほ か、農業経営の改善によって必要 となる農薬費その他の費用に充て るのに必要な資金	
資金の区分	貸付対象者																										
1～7 [略]	1～8 [略]																										
8 <u>受託した農作業を行う場合に 必要な資金。ただし、基幹的農 作業を受託する旨の契約を結ん だ場合における当該受託期間の 受託料相当額を限度とする。</u>																											
9 [略]	[略]																										
10 [略]	[略]																										
11 [略]																											
12 1から11までに掲げるもの ほか、農業経営の改善によって 必要となる農薬費その他の費用 に充てるのに必要な資金																											
資金の区分	貸付対象者																										
1～7 [略]	1～8 [略]																										
8 [略]	[略]																										
9 [略]	[略]																										
10 [略]																											
11 1から10までに掲げるものほ か、農業経営の改善によって必要 となる農薬費その他の費用に充て るのに必要な資金																											
<p>(貸付けの申請等)</p> <p>第8条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、別に定める様式による借入申込書に、第6条第1項の経営改善資金計画書、同条第2項の経営改善資金計画書又は同条第3項の経営改善資金計画書及び前条第2項の農業改良措置計画認定通知書の写しを添えて、第2条第1号の資金の貸付けを受けようとする場合にあつては委託事務処理機関（当該貸付申請者の住所地をその地区に含む農業協同組合であつて第20条第2項の規定に基づき岩手県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）から資金の貸付けに係る事務の一部の委託を受けたもの又は県信連をいう。以下同じ。）を経由し、<u>融資機関から</u>資金の貸付けを受けようとする場合にあつては<u>当該</u>融資機関を経由して、所管する局長に提出するものとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(借用証書)</p> <p>第11条 第2条第1号の資金の貸付けの決定のあつた者は、別に定める期日までに、別に定める様式による農業改良資金借</p>	<p>(貸付けの申請等)</p> <p>第8条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「貸付申請者」という。）は、別に定める様式による借入申込書に、第6条第1項の経営改善資金計画書、同条第2項の経営改善資金計画書又は同条第3項の経営改善資金計画書及び前条第2項の農業改良措置計画認定通知書の写しを添えて、第2条第1号の資金の貸付けを受けようとする場合にあつては委託事務処理機関（当該貸付申請者の住所地をその地区に含む農業協同組合であつて第20条第2項の規定に基づき岩手県信用農業協同組合連合会（以下「県信連」という。）から資金の貸付けに係る事務の一部の委託を受けたもの又は県信連をいう。以下同じ。）を経由し、<u>第2条第2号の</u>資金の貸付けを受けようとする場合にあつては<u>融資機関</u>を経由して、所管する局長に提出するものとする。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(借用証書)</p> <p>第11条 第2条第1号の資金の貸付けの決定のあつた者は、別に定める期日までに、別に定める様式による農業改良資金借</p>																										

用証書を委託事務処理機関を経由して知事に提出しなければならない。

2 [略]

(事務の委託)

第20条 [略]

2 前項の規定に基づき委託を受けた県信連は、その事務の一部を農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第1号の事業を行う農業協同組合に委託することができる。

用証書を知事に提出しなければならない。

2 [略]

(事務の委託)

第20条 [略]

2 前項の規定に基づき委託を受けた県信連は、その事務の一部を農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合に委託することができる。

(農商工等連携促進法の特例)

第21条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第11条第1項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、第2条第2号中「農業者等」とあるのは「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第11条第1項に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は同項に規定する構成員が同法第4条第2項第2号イに規定する措置を行う場合（以下「農商工等連携促進法の措置を行う場合」という。）における認定中小企業者」と、第4条各号列記以外の部分、第11条第2項及び第16条第3項中「農業者等」とあるのは「農商工等連携促進法の措置を行う場合における認定中小企業者」と、第15条中「農業者」とあるのは「直接又は間接の構成員」とする。

2 農商工等連携促進法第11条第2項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用（第3項に定めるものを除く。）については、第5条中「10年以内（据置期間3年以内を含む。）」とあるのは「12年以内（据置期間5年以内を含む。）」と、第6条第1項中「法第7条」とあるのは「農商工等連携促進法第11条第1項に基づき法第7条」と、「経営改善資金計画書」とあるのは「経営改善資金計画書並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第4条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する農商工等連携事業計画」とする。

3 農商工等連携促進法第11条第2項の規定の適用を受ける者の貸付資格については、第3条の規定にかかわらず、農業改良措置の内容が中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令

(平成20年農林水産省令第48号) 第2条に定める措置であつて知事が別に定める要件に該当する場合に知事等がこれを認定するものとする。

(バイオ燃料法の特例)

第22条 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第8条の規定の適用を受ける者についてのこの規則の適用については、第5条各号列記以外の部分中「10年以内」とあるのは「12年以内」と、第6条第1項中「経営改善資金計画書」とあるのは「経営改善資金計画書並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成20年法律第45号）第5条第2項に規定する認定生産製造連携事業計画」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。